

## 国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

## 記

## 1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量 (m <sup>2</sup> )	都市計画上の制限等		売却価格 (円) ※建物付物 件は税込
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
50	根室市花咲港 410番1、同番6	宅地	—	814.47	準工業	60/200	1,950,000
51	根室市花咲港 485番、518番	宅地	—	525.88	商業	80/400	1,080,000
52	厚岸郡厚岸町 港町4丁目40番	宅地	—	1,331.61	準工業	60/200	7,590,000
53	標津郡標津町 字川北二条通14番1	宅地	—	803.86	指定なし	指定なし	1,860,000

(注) 上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

## 2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

## 3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

## 4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

## 5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

## 6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な（1）の書類を、（4）に示すいずれかの方法により（2）宛に提出するものとする。

## （1）提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） 1部

(2) 申込書等の提出先

釧路財務事務所 管財課

所在地: 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階

電話番号: 0154-32-0701

(3) 提出期限

令和6年5月24日(金)

(4) 提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。

② 郵送による提出

郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記(3)の期限(必着)までに提出すること。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

釧路財務事務所 管財課

所在地: 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎9階

電話番号: 0154-32-0701

以上公告する。

令和6年4月5日

分任支出負担行為担当官  
釧路財務事務所長 明石 勝哉